

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事
工事地名	白州出張所管内（山梨県北杜市及び韮崎市）

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 2月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 3月
2) 事務所名	富士川砂防事務所 工務課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2026031002	1 4) 単価適用年月	2026年 3月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 3月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量		1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	183日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 8年 9月30日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	山梨県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	北杜地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	釜無川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 2月 2日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日

3. 予算科目

1) 予算科目： 砂防事業費	2) 目： 砂防事業費	3) 目の細分： 工事費	4) 事業名：
-------------------	----------------	-----------------	---------

設計内訳書

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
河川維持		式	1		8,408,640				
流路整備工		式	1		221,240				
除草工		式	1		221,240				
除草 (大武川) ハトガト式	刈幅150cm	m2	10,000	11.41	114,100			単-1号	
除草 (尾白川) 肩掛式	カット径255mm 飛散防止 措置=有り	m2	2,000	53.57	107,140			単-2号	
防護柵設置工		式	1		1,653,900				
転落防止柵工		式	1		1,653,900				
転落防止柵設置工	プラ擬木 フロント格子柵 φ100×L1600 2mスパン	m	30	55,130	1,653,900			単-3号	
砂防整備工		式	1		5,708,700				
砂防設備整備工		式	1		5,708,700				
砂防設備整備		式	1		5,708,700			内-1号	
法面工		式	1		824,800				

設計内訳書

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
植生工		式	1		824,800				
種子散布	肥料有り 100m2以上250m2未満	m2	200	361	72,200			単-4号	
植生マット	植生マット工 250m2未満	m2	200	3,763	752,600			単-5号	
直接工事費		式	1		8,408,640				
共通仮設費		式	1		697,000				
共通仮設費 (率計上)		式	1		697,000				
純工事費		式	1		9,105,640				
現場管理費		式	1		3,441,000				
工事原価		式	1		12,546,640				
一般管理費等		式	1		2,703,360				
工事価格		式	1		15,250,000				
消費税相当額		式	1		1,525,000				

設計内訳書

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当初)					事業区分	河川維持・修繕		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	工事区分	数量増減	金額増減	摘要
工事費計		式	1		16,775,000				

一式当たり内訳書

砂防設備整備

第 1号内訳書

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
普通作業員		人	100	27,438	2,743,800			
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第1次） 山積0. 2 8 m 3	日	20	46,230	924,600			
バックホウ（クローラ） [標準]	排ガス型（第1次） 山積0. 4 5 m 3	日	20	52,540	1,050,800			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	日	15	37,520	562,800			
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	日	10	42,670	426,700			
合 計					5,708,700			

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-1号	除草 (大武川) ハトカイト式	刈幅150cm	単位	m2	数量	1	単価	11.41
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハトカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	11.41	11.41		
計						11.41		
単価						11.41	円/m2	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-2号	除草 (尾白川) 肩掛式	カット径255mm 飛散防止措置=有り	単位	m2	数量	1	単価	53.57
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カット径255mm) 有り	m 2	1	53.57	53.57		
計						53.57		
単価						53.57	円/m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-3号	転落防止柵設置工	ﾌﾞﾗﾝﾞ擬木 ｳﾞｰｯﾄﾞ格子柵 φ100×L1600 2mｽﾊﾟﾝ	単位	m	数量	1	単価	55,130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	防護柵（横断・転落防止柵）設置工	ﾌﾞﾚｯｷﾞｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ建込 ﾋﾞｰﾑ式・ﾊﾟﾈﾙ式 2m 100m未満 無	m	1	54,980	54,980		
	基礎砕石	7.5cmを越え12.5cm以下 クﾗｯｼﾞｬﾗﾝ 40～0 全ての費用	m ²	0.085	1,751	148.83		
	計					55,128.83		
	単価					55,130	円/m	

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-4号	種子散布	肥料有り 100m ² 以上250m ² 未満	単位	m ²	数量	1	単価	361
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	機械播種施工による植生工	種子散布工 100m ² 以上250m ² 未満 無	m ²	1	361	361		
	計					361		
	単価					361	円/m ²	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

単-5号	植生マット	植生マット工 250m2未満	単位	m2	数量	1	単価	3,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
	人力施工による植生工	植生マット工 250m2未満 無	m 2	1	3,763	3,763		
	計					3,763		
	単価					3,763	円/m2	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第1次） 山積0. 2 8 m 3	単位	日	数量	1	単価
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
	運転手（特殊）		人	1	31,926	31,926	
	軽油		L	34	130	4,420	
	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第1次） 山積0. 2 8 m 3	供用日	1.49	6,630	9,878	
	諸雑費（まるめ）		式	1		6	
	計					46,230	
	単価					46,230	円／日

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

	バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第1次） 山積0.45m ³	単位	日	数量	1	単価
名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）		人	1	31,926	31,926		
軽油		L	50	130	6,500		
バックホウ（クローラ）〔標準〕	排ガス型（第1次） 山積0.45m ³	供用日	1.49	9,470	14,110		
諸雑費（まるめ）		式	1		4		
計					52,540		
単価					52,540	円／日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	人	1	1	27,336	27,336		37,520
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	2 t 積級	供用日	1.28	1.28	5,520	7,065		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	1.28	298	381		
諸雑費 (まるめ)		式	1	1		8		
計						37,520		
単価						37,520	円/日	

参考資料（１）

単価使用年月	2026. 3
歩掛使用年月	2026. 3
労務調整係数	1.000-00-00-2-0

名称	規格	単位	日	数量	単価	金額	単価	摘要
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	人	1	1	27,336	27,336		42,670
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	4 t 積級	供用日	1.28	1.28	8,310	10,636		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]	タイヤ(供用日当り)	供用日	1.28	1.28	421	538		
諸雑費 (まるめ)		式	1	1		0		
計						42,670		
単価						42,670	円/日	

参考資料（1）

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
	機械播種施工による植生工	種子散布工 100m2以上250m2未満 無	単位	m 2	数量		1	単価	361
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	法面工	種子散布	m 2	1	361.73	361			
	諸雑費（まるめ）		式	1		0			
	計					361			
	単価					361	円/m 2		

							単価使用年月	2026. 3	
							歩掛使用年月	2026. 3	
							労務調整係数	1.000-00-00-2-0	
	人力施工による植生工	植生マット工 250m2未満 無	単位	m 2	数量		1	単価	3,763
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要		
	法面工（植生マット）	肥料袋付	m 2	1	3,763.26	3,763			
	諸雑費（まるめ）		式	1		0			
	計					3,763			
	単価					3,763	円/m 2		

R 8 白州出張所管内砂防整備工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費 -----	8,408,640		
(2)共通仮設費 -----	697,000		
(3)純工事費 -----	9,105,640		
(1)+(2)			
(4)現場管理費 -----	3,441,000		
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用 -----	0	(16)工場製作純工事費 -----	0
		(17)工場管理費 -----	0
(6)工事原価 -----	12,546,640	(18)工場製作原価 -----	0
(3)+(4)+(5)+(18)		(16)+(17)	
(7')一般管理費等(計上額) -----	2,703,360	((7)一般管理費等(計算額) [2,712,583])	
(8')その他費目計 -----	0		
(9)業務委託料等 -----	0		
(10)工事価格 -----	15,250,000		
(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)			
(11)消費税相当額 -----	1,525,000		
(12)請負工事価格 -----	16,775,000		
(10)+(11)			
(13)入札書比較価格 -----	15,250,000		
(請負工事費の100/110)			
(14)調査基準価格 -----	15,081,000		
(15)調査基準価格の100/110 -----	13,710,000		
(万円未満切り捨て)			

共通仮設費

主たる工種							
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0				
対象工事費	8,408,640	直接工事費	8,408,640	準備費	0	事業損失	0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
非対象額計（－）			0				
管理費区分1			0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7			0	(工場原価)			
管理費区分5			0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9			0	(間接費非対象額)			
管理費区分T			0	(全処分費等のうち3%または3000万円を超える額)			
対象額 支 給 品（＋）			0				
無償貸付機械評価額（＋）			0				
共通仮設費対象額							
単独（追加工事）		8,408,640		現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		8,408,640			0		0
共通仮設費（率分）							
率（補正前）		8.13 %			0 %		
施工地域等補正		0 %		ICT施工補正	1		
率（補正後）		8.29 %	(8.13% × 週休1.02)				
計上額		697,000			0		0
比較結果							
	当該追加工事	A					
	0	0				調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	0	直接工事費	8,408,640		
非対象額計（－）	0				
管理費区分1	0	(橋梁、PC桁、門扉、ポンプ等購入費)			
管理費区分2, 7	0	(工場原価)			
管理費区分5	0	(一般管理費等のみ対象額)			
管理費区分9	0	(間接費非対象額)			
管理費区分T	0	(直接工事費に含まれる処分費等)			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	0 %		0 %		0 %
施工地域等補正		市街地以外			
率（補正後）	0 %				
計上額	0		0		0
比較結果		当該追加工事	A	調整工事計上額	0
		0	0		

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					697,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	9,105,640	単独（追加工事）直接工事費	8,408,640	単独（追加工事）共通仮設費	697,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額 支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	9,105,640	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	9,105,640		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	36.7 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	37.8 %（36.7 % × 週休1.03）		0 %		
計上額	3,441,000		0		0
			972,950	（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）	
比較結果 当該追加工事	A				
	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	富士川砂防事務所 工務課	工事番号	2026031002	第 0 回変更
発注年月	令和08年02月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	12,546,640				
純工事費	9,105,640	現場管理費	3,441,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（－）	0				
管理費区分9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	12,546,640	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	12,546,640	現工事	0	合算工事	0
	（調整工事入力で使用）				
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	12,546,640				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	21.58 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	2,703,360				
業務委託料等	0				
調査基準価格	15,081,000				
調査基準価格の100/110	13,710,000	（ 89.9 %）			

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 白州出張所管内砂防整備工事

国土交通省 関東地方整備局
富士川砂防事務所 工務課

工事数量総括表

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
流路整備工		式		1		
除草工		式		1		
除草 (大武川) ハドガク式	刈幅150cm	m2		10,000		
除草 (尾白川) 肩掛式	カット径255mm 飛散防止措置=有り	m2		2,000		
防護柵設置工		式		1		
転落防止柵工		式		1		
転落防止柵設置工	プラ擬木 フロント格子柵 φ100×L1600 2mスパン	m		30		
砂防整備工		式		1		
砂防設備整備工		式		1		
砂防設備整備		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
法面工		式		1		
植生工		式		1		
種子散布	肥料有り 100m2以上250m2未満	m2		200		
植生マット	植生マット工 250m2未満	m2		200		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 白州出張所管内砂防整備工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

令和8年度
R8白州出張所管内砂防整備工事
特記仕様書

令和8年2月
国土交通省 富士川砂防事務所

第1編 共通編

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書（令和7年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下URLよりダウンロードするものとする。
URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>
4. 本工事における「条件明示」については、別紙－1「明示項目及び明示事項」に記載のとおりとする。

第2条 主任技術者等（契約書第10条）

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記載した配置予定の技術者でなければならない。

第3条 主任技術者等の専任期間

主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （1）各工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事の場合は2億円未満）であること。
 - （2）工事現場間の距離は、1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内であること。
 - （3）下請次数は3次までであること。
 - （4）現場に連絡員（※）を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。
 - （5）施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - （6）人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （7）現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （8）監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は2件までであること。なお、専任特例2号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）

第5条 コリンズ（CORINS）への登録（共通仕様書1-1-1-7）

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ（CORINS）への

登録」によるものとする。

2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不正な行為（一括下請負等）が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

第6条 コリنز（CORINS）への位置情報の入力（共通仕様書1-1-1-7）

土木工事共通仕様書1-1-1-7コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標（緯度、経度）を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系（JGD2024）に準拠する。

起点	山梨県北杜市	緯度	35° 53' 04"	経度	138° 11' 00"
終点	山梨県韮崎市	緯度	35° 40' 21"	経度	138° 24' 00"

第7条 コリنزへの工事概要の入力

土木工事共通仕様書1-1-1-7 コリنز（CORINS）への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

（記載例）

本工事は、白州出張所管内に整備された砂防施設の機能回復や機能維持を目的とし、大武川・尾白川における除草及び神宮川に転落防止柵の設置、砂防整備工として小規模工事を施工するとともに、小武川における法面対策として法面工を施工するものである。

主な工種は、除草工12, 000m²、転落防止柵工30m、砂防設備整備工1式、植生工400m²を予定している。

第8条 施工体制台帳（共通仕様書1-1-1-12）

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ○○建設株式会社 印
	

注意1）用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2）所属会社の写真とする。

第9条 調査・試験に対する協力（低入札価格調査制度調査対象工事について）（共通仕様書1-1-1-15）

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票（営繕工事においては共通費実態調査票）の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査（調査結果でも可）に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は富士川砂防事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。

なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

別紙様式-0

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請けにおける当初と実績の比較表
比較表-3	元請けの手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	元請けの資機材購入先の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第10条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル（令和7年3月）」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド（令和7年3月）」を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。
3. 「工事関係書類一覧表」（別紙様式-15）により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。
また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。
4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第11条 書類限定検査の実施

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
 - ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外
3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第12条 設計図書の照査（共通仕様書1-1-1-3）

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によるものとする。

第13条 情報共有システムの活用について

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（令和6年3月版）に基づき実施すること。
2. 通信環境等により情報共有システムを使用できない場合は監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の

要件を満たすものとする。

- ・ 工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（Rev5.6）
令和6年3月版 国土交通省（国土技術政策総合研究所）
- 4. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
- 5. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - ① 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - ② サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - ③ ②の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
- 6. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第14条 「設計審査会」の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前（準備期間内）に工事工程クリティカルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」（<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>）によるものとする。

第15条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・ 「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第16条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ① 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ② 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第17条 設計変更等（共通仕様書1-1-1-17）

設計変更等については、契約書第18条から第25条及び共通仕様書共通編1-1-1-16

から1-1-1-18に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における設計変更ガイドライン（総合版）：令和7年3月」によることとする。

第18条 スライド条項

工事請負契約書第26条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不相当となったと認められた時に、相手方に請負代金額の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不相当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第19条 再生資材の活用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用するものとする。

資材名	規格	備考
再生クラッシャーラン	Rc-40~0	転落防止柵工 支柱基礎砕石

なお、使用に際し「舗装再生便覧」等を遵守するものとする。

第20条 建設リサイクル法対象工事

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号 最終改正令和4年6月17日法律68号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「8 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも、変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (砂防整備工)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2. 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン（平成14年5月）」に定めた様式1〔再生資源利用計画書(実施書)〕及び様式2〔再生資源利用促進計画書(実施書)〕を兼ねるものとする。

- ・ 再資源化等が完了した年月日
- ・ 再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 再資源化等に要した費用

3. 受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

4. その他

工事発注後に明らかになったやむを得ない事情により、予定していた条件により難しい場合には監督職員と協議するものとする。

第21条 再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第22条 建設リサイクル法第11条通知の徹底

受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第23条 コンクリート副産物から再生された資源について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第24条 施工管理（共通仕様書1-1-1-26）

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和7年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度等」が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第25条 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和7年度版）（以下、写真管理基準）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リス

ト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会 <<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準(以下デジタル写真管理情報基準)に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6.写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したのもでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール(一社)施工管理ソフトウェア産業協会<<https://www.jcomsia.org/kokuban>>

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第26条 現場環境改善(快適トイレの設置)

1. 内容

受注者は快適トイレの設置について、監督職員と協議することとする。

快適トイレを設置する場合は、受注者は現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式(洋風)便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- (9) サニタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900mm×900mm 以上（面積ではない）
 - (13) 擬音装置（機能を含む）
 - (14) 着替え台
 - (15) 臭気対策機能の多重化
 - (16) 室内温度の調整が可能な設備
 - (17) 小物置き場（トイレトーパー予備置き場等）
2. 快適トイレに要する費用
快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。
受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。
【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。
なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。
また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、監督職員と協議するものとする。
3. その他
快適トイレを設置しない場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第27条 工事中の安全確保（共通仕様書1-1-1-30）

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
 - I. 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - II. 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - III. 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - IV. 足場・法面等からの墜落事故防止
 - V. 地下埋設物の損傷事故防止
 - VI. 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - VII. 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - ① 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - ② 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - ③ 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再確認教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要及び工事等を行う場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（令和元年5月）」に基づき監督職員に確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。
5. UAV等を使用する際の安全面への配慮について
受注者は、起工測量等においてUAV等を使用する場合、安全面への配慮として「公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準（案）」（国土地理院・平成28年3月）に基づいてUAV等を使用すること。

第28条 安全管理推進技術者等認定について

1. 概要
関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する。

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。
- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等に使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第29条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

上記については土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。防災措置に要する費用については第17条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第30条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち、本工事区間に近接する架空線等上空施設について、現地で詳細を確認するものとする。

2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。

また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第31条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月関東地方整備局河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第32条 環境対策（共通仕様書1-1-1-34）

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用に当たっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計

図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については監督職員より指示する。

第33条 低騒音型建設機械の使用（共通仕様書1-1-1-34）

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」（昭和62年3月30日建設省経機第58号）に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第34条 交通安全管理・工事現場管理（共通仕様書1-1-1-36）

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第35条 特殊車両通行許可関係図書の確認及び提出

共通仕様書1-1-1-36交通安全管理第14項における道路法第47条の2に基づく通行許可の確認は、下記について実施するものとする。また監督職員からの求めがあった場合には確認結果等を提示しなければならない。

- ① 当該車両に関する特殊車両通行許可証
- ② 現場等着地点及び現場出発時における荷姿（荷姿全景、ナンバープレート等通行許可証と照合可能な写真を撮影しておくこと）
- ③ 車両通行記録計（タコグラフ）（夜間走行条件の場合のみ）

なお、当該車両の特殊車両通行許可証については、当該経路に関する部分の写しを、共通仕様書1-1-1-39官公庁等への手続き第3項に基づき、監督職員へ提示するものとする。

第36条 工事現場の現場環境改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第37条 熱中症対策に資する現場管理費の補正

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。

2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。

(1) 真夏日の定義

日最高気温が30℃以上の日を指す。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。

(2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方

下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。

① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。

施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上

- となる日を、真夏日とみなす。
- ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が30℃以上、又はWBGTが25℃以上の場合、真夏日とする。
 なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としては計上しない。
 上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。また、環境省・気象庁の公表している値と現場実測値が乖離していると想定される場合は、現場実測値の使用について監督職員と協議すること。
- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合。
 施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が30℃以上の日を、真夏日とする。
- (3) 工期
 工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。
- (4) 基準日
 受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。
 なお、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。
- (5) 真夏日率
 以下の式により算出された率をいう。
 ・ 真夏日率 = 基準日から工期末までの真夏日 ÷ 工期
- (6) 現場管理費の補正
 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。
 ・ 補正値(%) = 真夏日率 × 補正係数※
 ※ 真夏日補正係数：1. 2

第38条 工期

1. 工期は、雨天、休日等79日を見込み、令和8年4月1日から令和8年9月30日までとする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

① 準備期間	30日間
② 後片付け期間	20日間
③ 雨休率（実働工期日数に休日と悪天候により作業ができない日数を見こむための係数 実働日数×係数）	1. 763
④ うち休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）	79日間

※ 雨休率を算出した際の日換算した年間の作業不能日は以下の通りである。（当該工事の作業不能日ではない。）

- イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：46日間
 ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：3日間
 （少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）

第39条 工事工程クリティカルパスの共有

受注者は、現場着手前（準備期間内）に設計図等を踏まえた工事工程表（クリティカルパスを含む）を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者（「発注者」又は「受注者」）を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。

- ① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 ② 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合

- ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

第40条 週休2日制適用工事（共通仕様書1-1-1-28）

1. 本工事は、監督職員と受注者双方が工程調整を行うことにより、完全週休2日（土日）を達成するよう工事を実施する「現場閉所による週休2日制適用工事（完全週休2日）（受注者希望方式）」の試行工事である。
受注者は、工事契約後、完全週休2日（土日）の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日に取組むものとする。
2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。
 - 1) 週休2日
 - ① 完全週休2日（土日）
対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に土日に代わる現場閉所日（以下、「代替休日」という。）を設定することによって、土日に現場閉所を行ったとみなす。なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。
 - ② 月単位の週休2日
対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - 2) 対象期間
工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。
 - 3) 現場閉所
巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
3. 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。
 - ・ 1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
 - ・ 変更した就業規則。
4. 現場閉所を行うときは、監督職員へ事前に連絡すること。ただし、以下に該当する場合は、連絡は不要である。
 - ① 施工計画書に記載した法定休日・所定休日の場合
 - ② 週間工程会議等により監督職員が事前に把握している場合
 - ③ 官公庁の休日の場合完全週休2日（土日）の実施にあたり、受注者の責に寄らず土日に施工を行わざるを得ない場合は、協議により、同一の週に代替休日を設定すること。なお、夜間工事の場合は作業に着手した日を作業日とみなす。
また、天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替える場合には、振替前後の日がちが把握出来るよう施工計画書に記載しておくこと。
5. 監督職員は、受注者の月毎の現場閉所率の状況を適宜確認するものとし、受注者側の週休2日の

取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。

6. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
7. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
8. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、内容に応じて、工事成績評定から点数を減ずる措置を行うものとする。
9. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日（土日）を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、共通仮設費率、現場管理費率に乗じているが、現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日（土日）が未達成の場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。
完全週休2日（土日）の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日の補正係数に変更する。また、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第41条 悪天候等により工期変更が必要となる場合の協議を簡素化する試行

1. 受注者は、著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生し、工期内に工事を完成することが困難な場合はその理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。
著しい悪天候とは、当該工時の工期月の雨休率が、直近5カ年における工期月の雨休率の平均値を超える場合をいう。
工期月とは、工事着手日から工事完成予定日までの期間のうちの、工期の延長変更請求時までにかかる月（ただし、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は除く）をいう。
なお、本工事の降雨降雪日は、最寄りの気象観測所における1日の降雨・降雪量雨が10mm以上/日の日を想定している。
2. アンケート調査を行う場合は、これに協力すること。

第42条 担い手確保・育成の取組について

1. 本工事において、受注者自らが企画・実施した建設業の担い手確保・育成に関する取組について、その実施状況を様式-1及び様式-2により、監督職員へ報告できるものとする。
2. なお、企画・実施にあたっては、受注者の責において実施するものとする。
3. 企画・実施する取組については、以下を参考とされたい。
 - 1) 建設業界への入職のきっかけづくりとなる取組
 - ・ 学生等に対する現場見学会、インターンシップの実施
 - ・ 建設工事の施工体験、測量機器等の操作体験等
 - 2) 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組
 - ・ 地域防災訓練に参加、災害時に地域住民等を支援等
 - 3) 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組
 - ・ i-Construction（ICT土工等）の取組を広報
 - ・ 工事現場の週休2日（4週8休含む）の確保を徹底
 - ・ 働きやすい環境（更衣室、休憩場所の設置）の整備等
 - 4) 若手・女性技術者の確保・育成のための取組
 - ・ 当該工事現場をフィールドに、若手・女性技術者に対する研修や講習会を実施等
 - 5) その他
 - ・ その他、本条項の主旨に該当すると認められるもの

第43条 個人情報の取扱いについて

（基本的事項）

1. 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律

(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2. 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(取得の制限)

3. 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(利用及び提供の制限)

4. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写等の禁止)

5. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

6. 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じさせなければならない。

(事案発生時における報告)

7. 受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(資料等の返却等)

8. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記載された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書(別紙-2)を発注者に提出しなければならない。

9. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合(二以上の段階にわたる委託を含む。)において準用する。

(管理の確認等)

10. 発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

(管理体制の整備)

11. 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

(従事者への周知)

12. 受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第44条 概算・概略数量

本工事は、概略数量を示したものであり、詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第45条 新技術の活用(新技術の定義)

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。

2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- ① 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- ② 公共工事等において実用段階に達している技術
- ③ 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- ④ 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であって国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- 1) 新技術情報提供システム（NETIS）登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- 2) NETISのテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- 3) 新技術導入促進（Ⅱ）型により活用する技術
- 4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS掲載期間終了技術は対象外とする。

第46条 新技術の活用（施工者選定型）

1. 本工事は、施工者が原則1技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第45条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術がNETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第45条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す①～④のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたりNETIS申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用はNETIS申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外のNETIS登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム(NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第47条 契約後VE方式

1. 定義

「VE提案」とは、契約書第19条の2の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲について

- 1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- 2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。

- (1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
- (2) 契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
- (3) 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出について

- 1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（別紙様式-1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - (1) 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - (2) VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - (3) VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - (4) 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - (5) 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - (6) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査について

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等について

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後14日以内に書面（別紙様式-5）により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更等について

- 1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- 2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- 3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- 4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE提案の活用と保護について

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在について

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第48条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを

推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第4.2条新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第49条 出来高部分払方式について

本工事の部分払は、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、「出来高部分払方式実施要領」[国土交通省HP https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html 参照]に基づき行うものとする。

第50条 1日未満で完了する作業の積算

1. 「1日未満で完了する作業の積算」の適用が可能な工事である。
2. 受注者は、土木工事標準積算基準による金額相当と乖離があった場合に、「1日未満で完了する作業の積算」の適用について協議の発議を行うことができる。
3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
4. 受注者は、協議に当って、「1日未満で完了する作業の積算」に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、土木工事標準積算基準による金額相当との乖離が確認できない場合には、「1日未満で完了する作業の積算」は適用しない。
5. 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、「1日未満で完了する作業の積算」以外の方法によることが適当と判断される場合には、適用しない。

第51条 南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】発表時の対応

- (1) 本工事の施工場所は、南海トラフ地震防災対策推進地域が含まれる工事である。
- (2) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
- (3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、工事請負契約書第20条等の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間（1週間）は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要なる安全対策の措置を速やかに講じ、＜土木工事安全施工技術指針＞に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

- (4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、土木工事安全施工技術指針に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
- (5) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
- (6) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震及び津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

第52条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者の希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」という。）の実態を調査する試行工事である。
2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第2章 土工

第53条 一般事項（共通仕様書1-2-3-1）

発生材については、関係法令等を遵守し、適切に処理するものとする。

第54条 建設発生土について

本工事における発生土の処理について当初は費用を見込んでいないが、監督職員と協議するものとし、必要と認められる費用については設計変更の対象とする。

第55条 立木の伐採

1. 工事の施工箇所（及び砂防堰堤（床固）堆砂敷地内）における立木の伐採は必要最小限とし、伐採対象木については監督職員の確認を得なければならない。なお、伐倒木の集積場所等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。
2. 本工事で支障となる立木については、本工事で伐採等を行うものとする。なお、費用については見込んでいないので、受注者は伐木範囲及び木材の処理方法等について監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については設計変更の対象とする。なお、有価物が発生する場合は、監督職員と協議すること。

第2編 材料編

第1章 土木工事材料

第56条 建設資材調達困難に係る設計変更

地域の社会情勢等により、当初設計において予定していた建設資材に関して、調達に不足の日

数を要する場合は工期延期について、または、調達困難な場合は同等品質以上の建設資材への変更について、事前に監督職員と協議するものとする。必要と認められる費用については、設計変更の対象とする。

第3編 土木工事共通編

第1章 総則

第57条 現場技術員（共通仕様書3-1-1-4）

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をR7・R8 富士川砂防釜無川・白州工事監督支援業務関東建設・グラウンド設計共同体に委託している。

第58条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号 最終改正令和3年9月1日）第15条3により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員である。
3. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。

第59条 工事完成図書の納品（共通仕様書3-1-1-7）

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領（令和5年3月）：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】（令和6年3月）」を参考とするものとする。
2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第60条 富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム用のデータ作成

1. 前条の電子納品について、「富士川砂防事務所砂防関連情報管理システム」に登録するための「追加キーワードシート」を作成し、そのデータ（Excelファイル）を提出するものとする。
2. 「追加キーワードシート」及びその入力方法については、監督職員より通知する。

第61条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第2章 一般施工

第62条 工事用道路（共通仕様書3-2-10-2）

1. 工事用道路の使用については、受注者自ら安全を確認のうえ通行するものとする。

2. 運搬路に使用した既設道路の舗装等に破損が生じた場合は、速やかに監督職員と補修実施の有無、構造・範囲等について協議するものとする。なお、補修費用については設計変更の対象とする。

第63条 仮設工

本工事で施工する工事用道路、流水処理としての仮締切工及びその他の仮設備等に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等について十分検討を行い、受注者の責任において決定し施工するものとする。ただし、現地状況により仮設構造等の変更が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第64条 除草工

本工事における除草工の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第65条 転落防止柵工

本工事における転落防止柵工の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第66条 植生工（共通仕様書3-2-14-2）

本工事における法面工の詳細については、監督職員の指示によるものとする。

第4編 砂防編

第1章 砂防堰堤

第67条 砂防設備整備工

砂防設備整備工は、白州出張所管内における小規模な砂防設備等の補修及び災害時等の緊急時に資機材、人員による対応を行うもので、施工箇所は10箇所程度を想定している。また砂防施設整備には、下記の機材を見込んでおり、詳細については監督職員の指示に基づき作業を行うものとし、契約変更の対象とする。

○砂防設備整備

・機械	バックホウ運転（0.28m ³ ）	：	20日
	バックホウ運転（0.45m ³ ）	：	20日
	ダンプトラック（2.0t積級）	：	15日
	ダンプトラック（4.0t積級）	：	10日
・労務	普通作業員	：	100人

第5編 その他

第68条 現場における留意事項

施工を行うにあたって、以下の事項について留意すること。

1. 施工を行うにあたっては、地層構造や地山の劣化状態を調査し、崩壊等の危険性について詳細に確認・検討すること。また、過去及び現在の地山の崩壊等の状況、作業箇所の形状等にも注意した上で危険性を判断すること。
なお、対策立案の一助とするため、下記資料を提供することができる。
 - (1) 最新及び過去の災害時の航空写真（の撮影者・撮影時期）
 - (2) 過去の土砂災害発生年月、災害状況写真、災害時の降雨量、最新の崩壊分布図
 - (3) 最新の雨量情報は、富士川砂防事務所のHP（<http://www.ktr.mlit.go.jp/fujikawa/>）で閲覧できる。
2. 崩壊等の危険性が高い場所での作業にあたっては、崩壊等の危険がある部分を確実に取り除く等した上で行うこと。また、必要な安全対策を実施すること。
3. 法面等において作業を行う場合は、万一の崩壊に備え、その日の作業開始前や異常時の地山の点

- 検を適正に行って施工するほか、関係法令の遵守に加え、作業員の安全確保に万全を期すこと。
4. 以上の事項については、受注者及び関係下請負者等の作業員を含めた関係者へも周知徹底を図ること。
 5. 上記4項目に対し実施する内容については、施工計画書に記載し提出する。
なお、実施内容について、必要と認められるものについては、監督職員との協議により、設計変更の対象とする。

第69条 震災対策

1. 地震発生等の天災に備えて、あらかじめその対応策を定めておくものとする。
2. 地震注意情報等が発令された場合は、直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第70条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

- ① 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。
 - イ) 現場稼働日(開庁日)の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。
 - ロ) 現場休工期(閉庁日)に発生した場合には、翌現場稼働日(開庁日)の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※ 開庁日に現場が休工期であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。
- ② 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期(休祭日)に関わらず直ちに点検。ただし、点検が日没後となる場合は、翌日の日の出後に点検を行うことができる。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第71条 特定外来生物の対応

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。 	第38条 工期
公害関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。 	第33条 低騒音型建設機械の使用
安全対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容 	第27条 工事中の安全確保
工事用道路関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容。 	第62条 工事用道路
建設副産物関係	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。 	第20条 建設リサイクル法対象工事

様式 - 1

担い手確保・育成に関する実施状況（概要報告）

工 事 名		受 注 社 名	
項 目		実 施 内 容	
<input type="checkbox"/> 建設業界への入職のきっかけ作りとなる取組み			
<input type="checkbox"/> 建設業の社会的意義・役割や魅力・やりがいを知ってもらうための取組み			
<input type="checkbox"/> 建設現場の生産性の向上、労働環境を改善する取組み			
<input type="checkbox"/> 若手・女性技術者育成のための取組み			
<input type="checkbox"/> その他			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

様式 - 2

担い手確保・育成に関する実施状況（詳細報告）

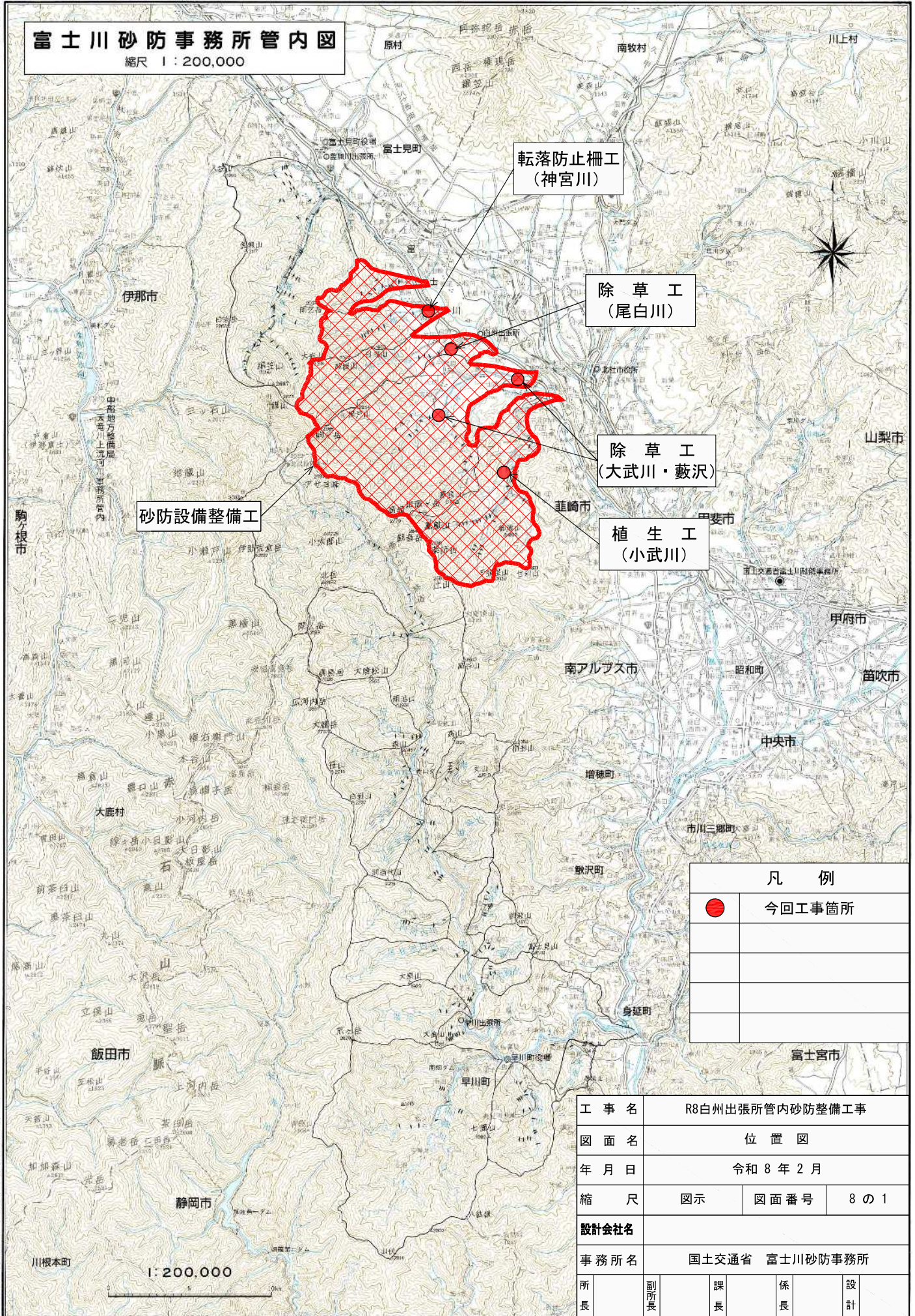
担当出張所名： _____

工 事 名		受 注 社 名	
項 目			
実 施 内 容			
実施日（期間）		対 象 者 ・ 人 数	
他工事との合同実施	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	合同実施工事名	
マスコミ取材	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	取材社名（新聞社、テレビ等）	
（具体的な実施内容の説明）			
（添付図・写真）			

説明資料は簡潔に作成するものとし、必要に応じて別葉とする。

富士川砂防事務所管内図

縮尺 1 : 200,000

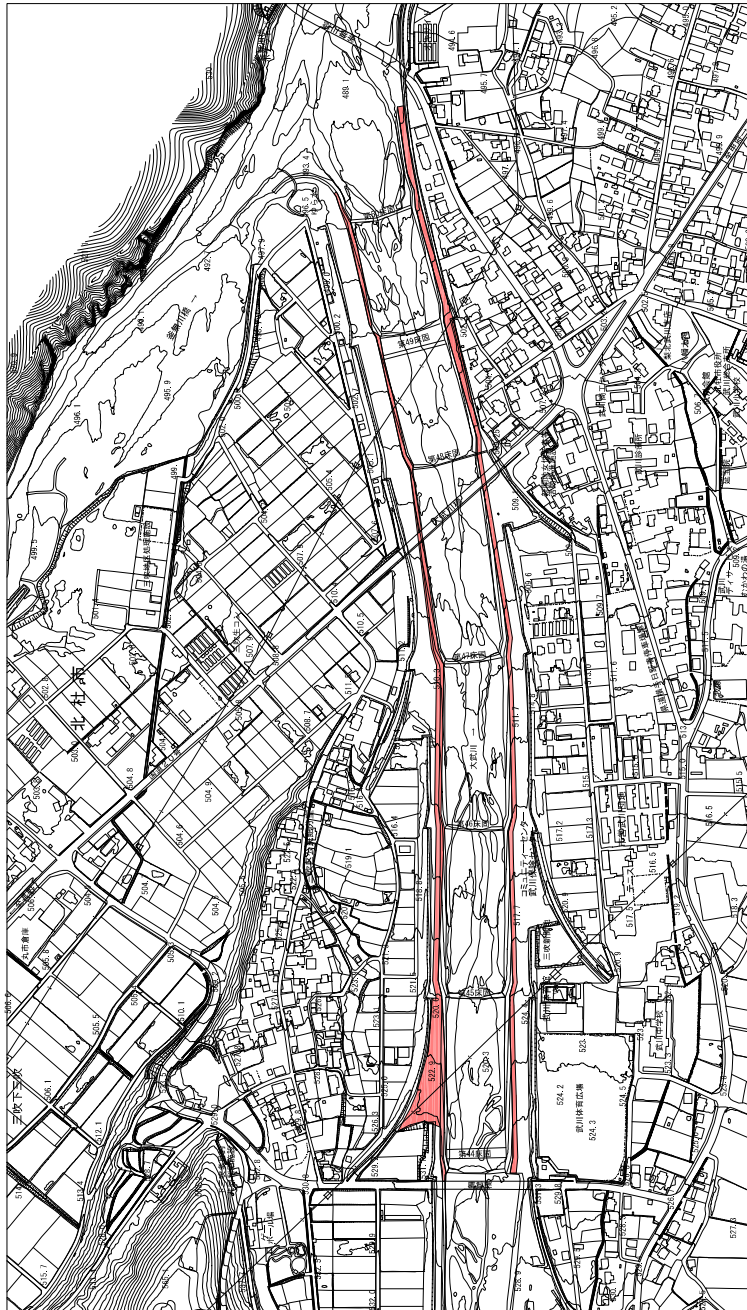


凡 例	
●	今回工事箇所

工 事 名	R8白州出張所管内砂防整備工事			
図 面 名	位 置 図			
年 月 日	令和 8 年 2 月			
縮 尺	図示	図面番号	8 の 1	
設計会社名				
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所			
所 長	副所長	課 長	係 長	設 計

除草工平面図・標準断面図（大武川・藪沢）

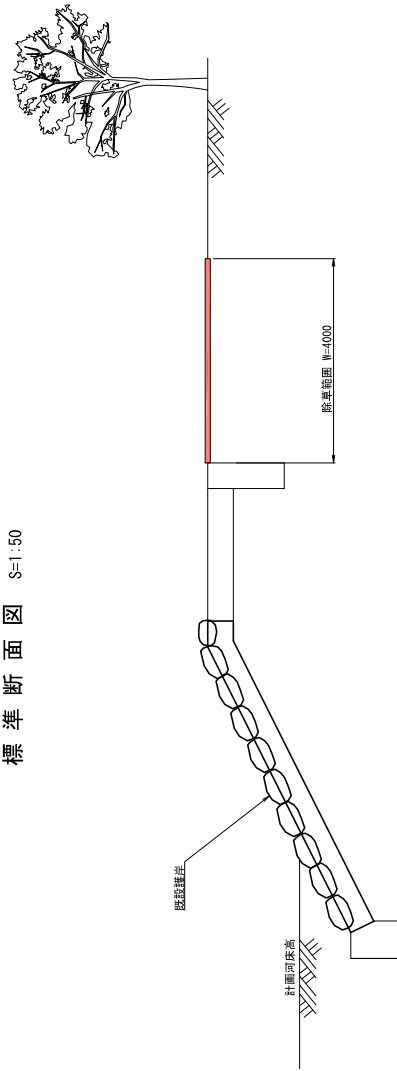
大武川 平面図 S=1:3000



藪沢 平面図 S=1:3000



標準断面図 S=1:50



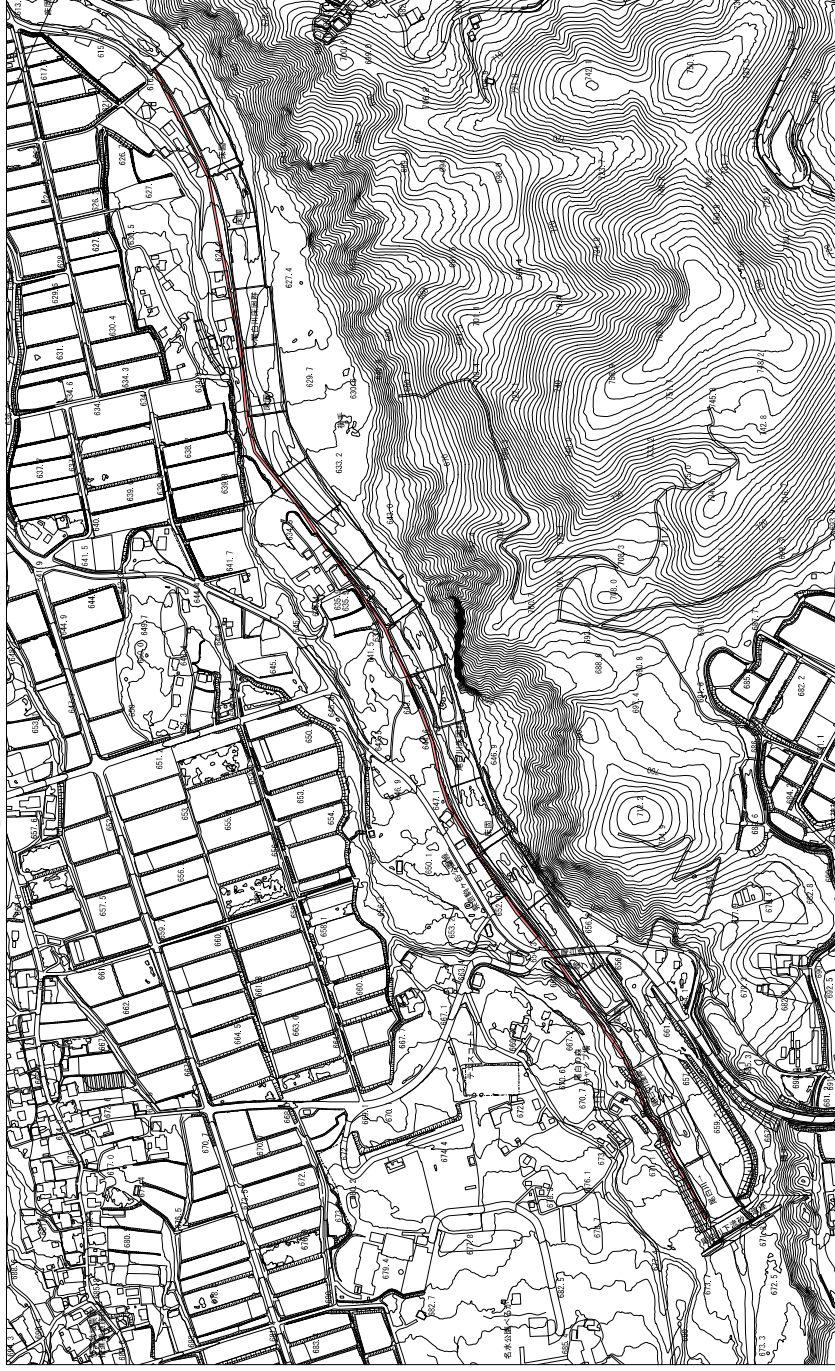
凡例
今回施工箇所

工事名	旧白州出張所管内砂防整備工事
図面名	除草工平面図・標準断面図（大武川・藪沢）
年月日	令和 8 年 2 月
縮尺	図示
図番	8 の 2
設計者	国土交通省 富士山砂防事務所
事務所名	国土交通省 富士山砂防事務所

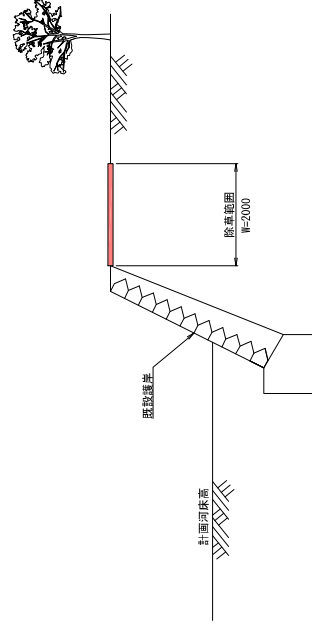
※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なり得ます。

除草工平面図・標準断面図（尾白川）

尾白川平面図 S=1:3000



標準断面図 S=1:50

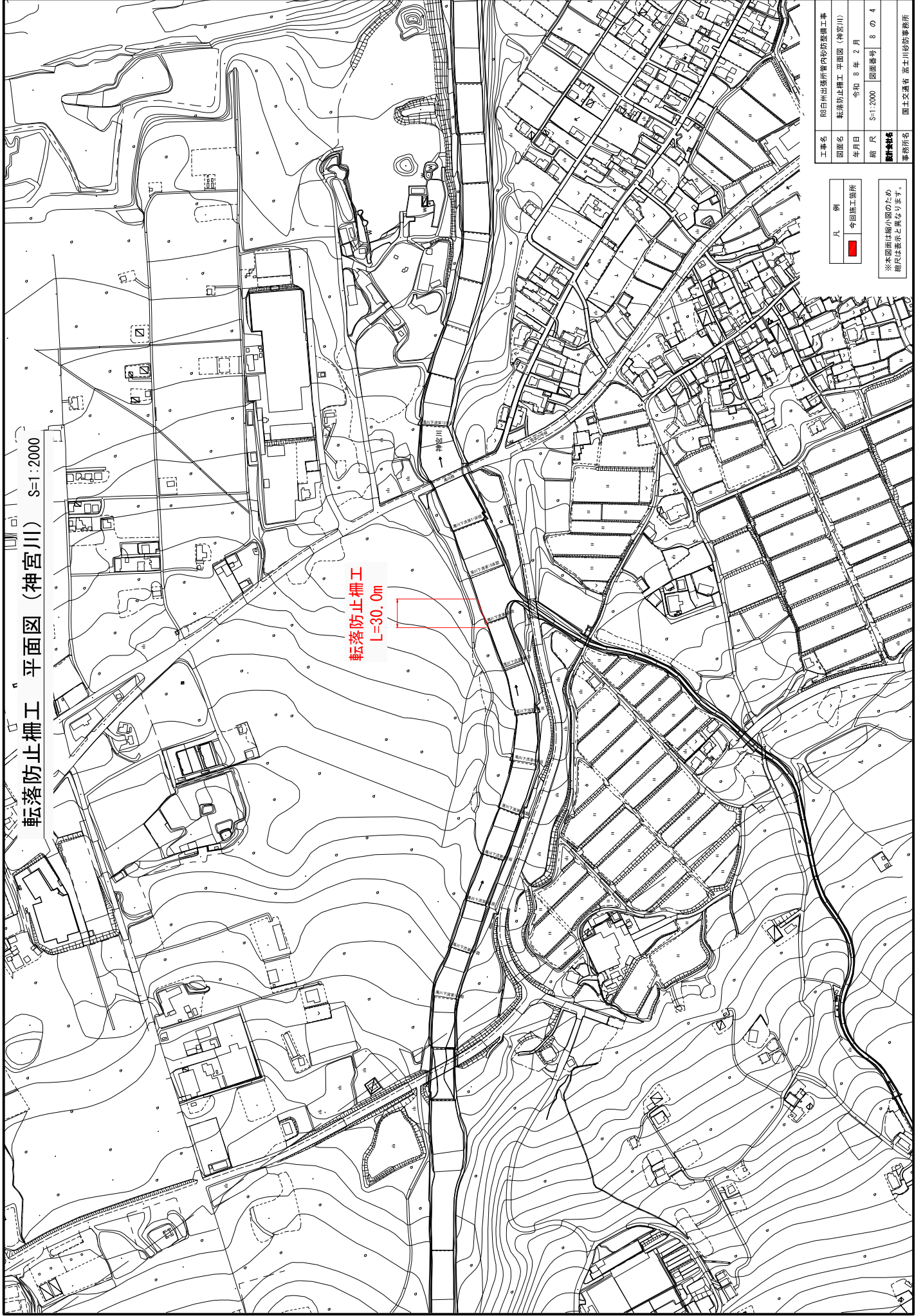


凡 例	
	今回施工箇所

工事名	R8白州出張所管内砂防整備工事		
図面名	除草工平面図・標準断面図（尾白川）		
年月日	令和 8 年 2 月	図面番号	8 の 3
縮 尺	図 示	図面番号	8 の 3
製 図 者	国土交通省 富士川砂防事務所		
事務所名	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図面は縮尺図のため
縮尺は表示と異なるります。

転落防止柵工 平面図 (神宮川) S=1:2000

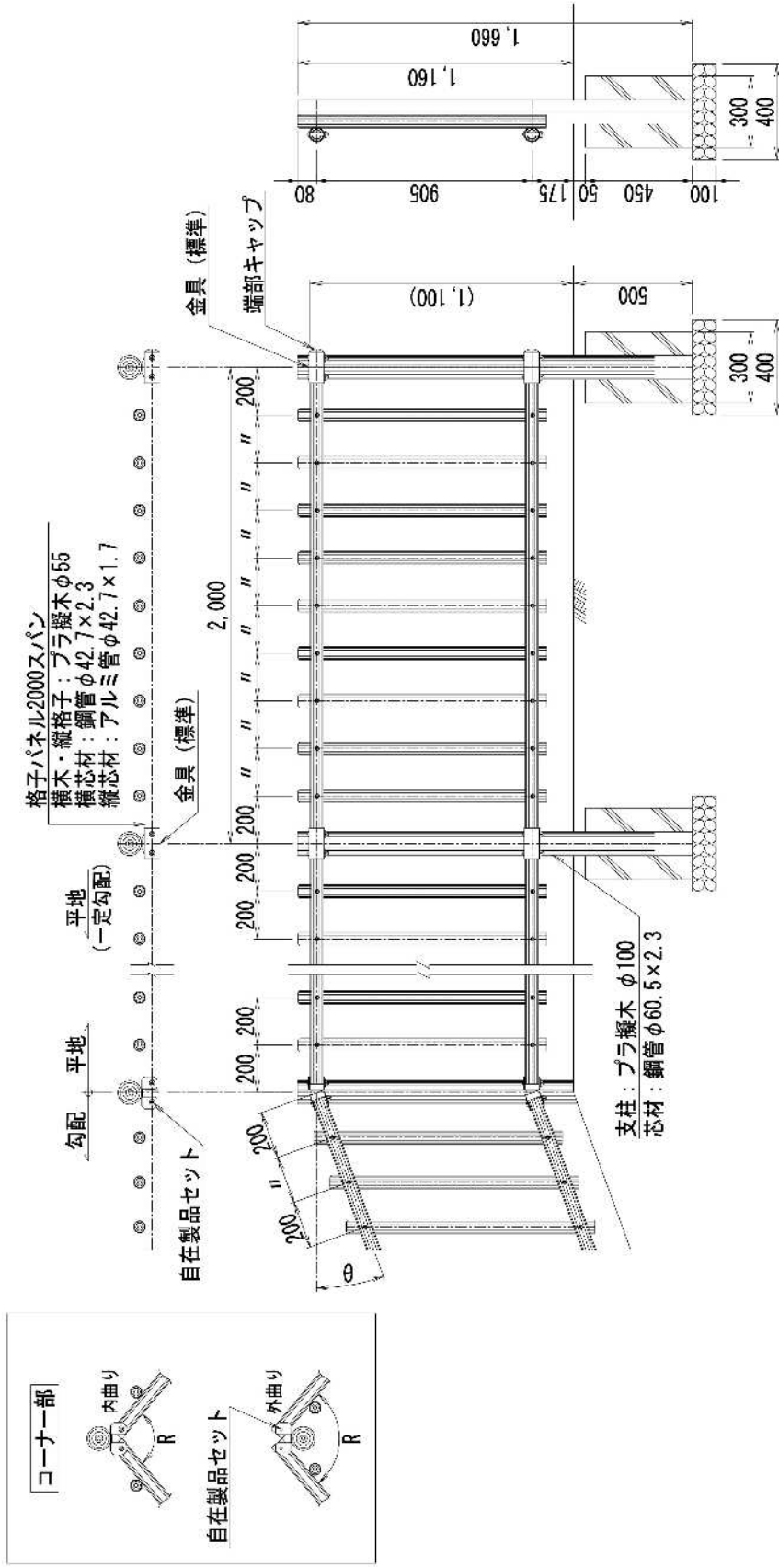


工事名	R8自然出流所管内砂防整備工事		
図面名	転落防止柵工 平面図 (神宮川)		
年月日	令和 8 年 2 月	図面番号	8 の 4
縮尺	S=1:2000	図面番号	8 の 4
製図者名	国土交通省 富士山砂防事務所		
事務所名	国土交通省 富士山砂防事務所		

凡 例
■ 今回施工箇所

※本図面は縮小図のため
縮尺は表示と異なるります。

転落防止柵工 構造図 (神宮川)
 (プラ擬木 P種 フロント格子柵)



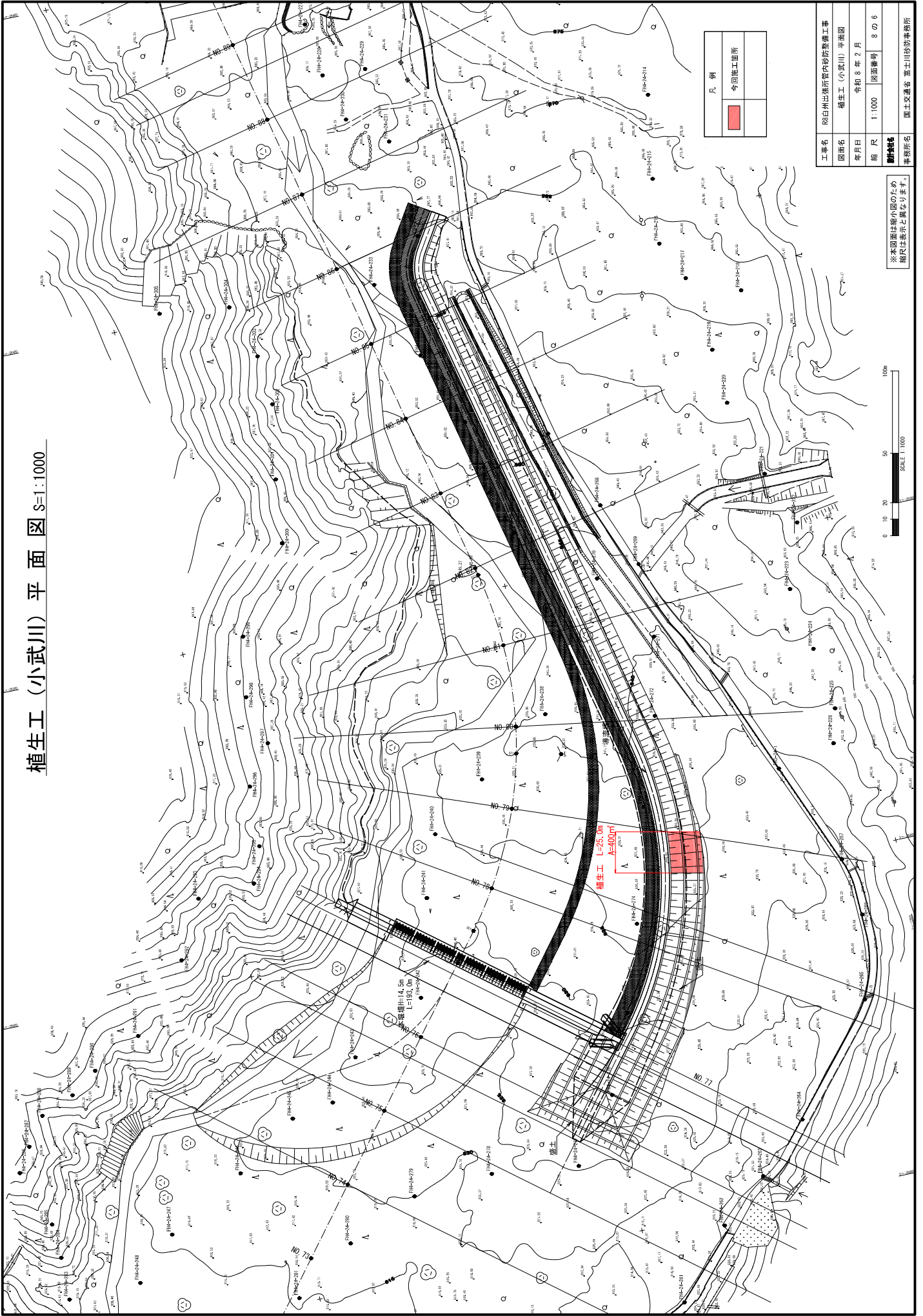
部材数量表 20m当たり 直線一連、一定勾配

品名	標準寸法φ×Lmm	標準重量kg	数量	備考
支柱	100×1,660	17.0	11	
格子パネル	2,000スパン	23.0	10	
端部キャップ		0.1	4	
金具 (標準)		0.7	22	ボルト付

※本図面は概略図のため
 案内は概示と異なります。

工事名 閉居川治水対策工事
 図面名 転落防止柵工 構造図 (神宮川)
 年月日 令和 8 年 2 月
 縮尺 S=1:10 図面番号 8 の 5
 設計者 国土交通省 国土院 国土院 国土院
 事務所 国土交通省 国土院 国土院 国土院

植生工 (小武川) 平面図 S=1:1000



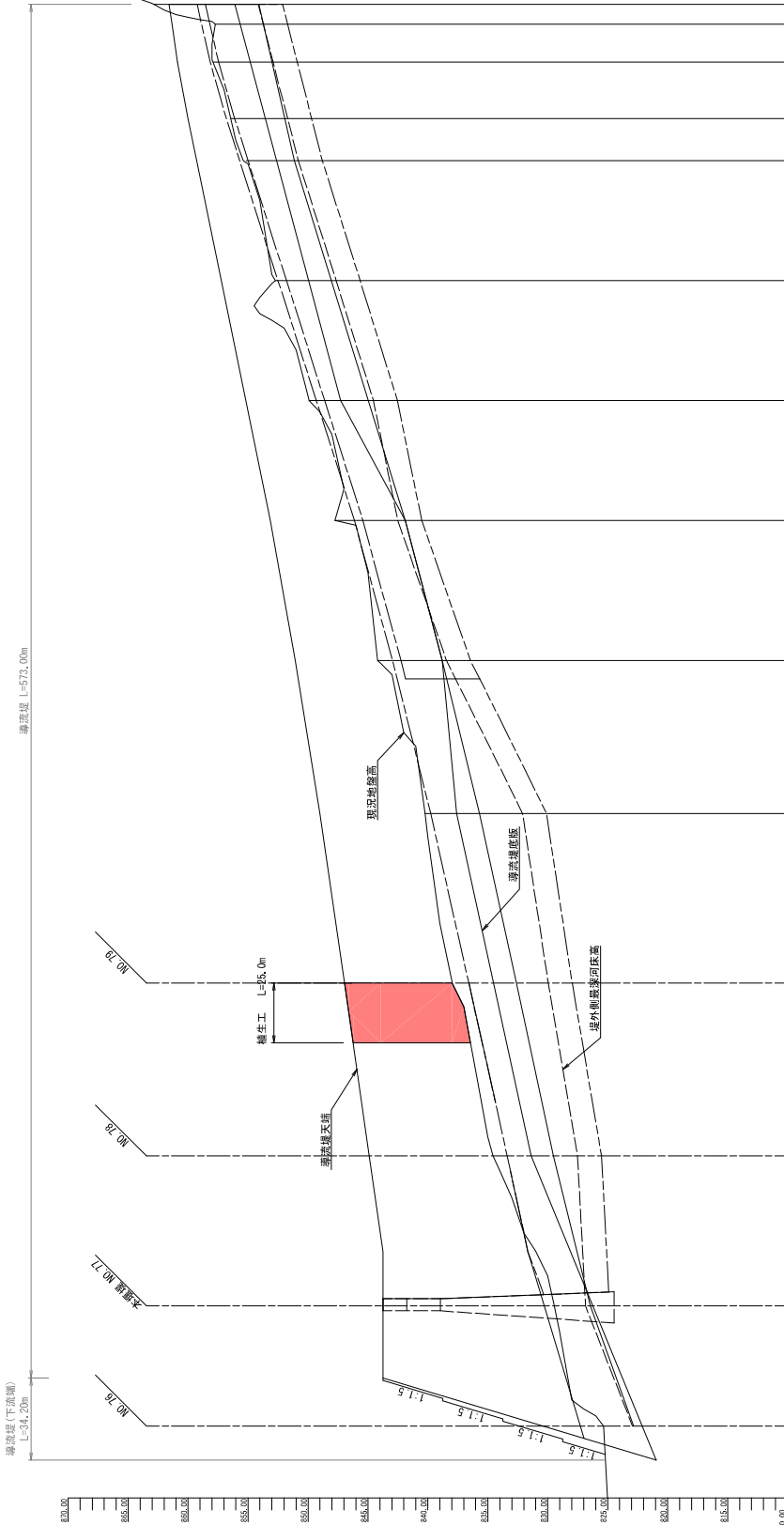
凡例	
	今回植生箇所

工事名	R8日外出張り管内防犯整備工事		
図面名	植生工 (小武川) 平面図		
年月日	令和 8 年 7 月		
縮尺	1:1000	図面番号	8 の 6
製図者	国土交通省 国土川防務事務所		

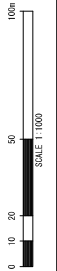
※本図は縮小図のため
細部は表示と異なります。

植生工（小武川）縦断面図

V=1:200
H=1:1000

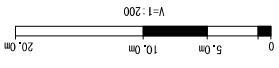


曲線	測点	単距離	追加距離	現地盤高	現況堤脚高	植生工堤脚高
	NO.76	-9.046	-9.046	820.950	820.950	820.950
	NO.77	0.000	-20.000	821.950	821.950	821.950
	NO.78	0.000	-20.000	822.950	822.950	822.950
	NO.79	0.000	-20.000	823.950	823.950	823.950
	NO.80	0.000	-20.000	824.950	824.950	824.950
	NO.81	0.000	-20.000	825.950	825.950	825.950
	NO.82	0.000	-20.000	826.950	826.950	826.950
	NO.83	0.000	-20.000	827.950	827.950	827.950
	NO.84	0.000	-20.000	828.950	828.950	828.950
	NO.85	0.000	-20.000	829.950	829.950	829.950
	NO.86	0.000	-20.000	830.950	830.950	830.950
	NO.87	0.000	-20.000	831.950	831.950	831.950
	NO.88	0.000	-20.000	832.950	832.950	832.950
	NO.89	0.000	-20.000	833.950	833.950	833.950
	NO.90	0.000	-20.000	834.950	834.950	834.950
	NO.91	0.000	-20.000	835.950	835.950	835.950
	NO.92	0.000	-20.000	836.950	836.950	836.950
	NO.93	0.000	-20.000	837.950	837.950	837.950
	NO.94	0.000	-20.000	838.950	838.950	838.950
	NO.95	0.000	-20.000	839.950	839.950	839.950
	NO.96	0.000	-20.000	840.950	840.950	840.950
	NO.97	0.000	-20.000	841.950	841.950	841.950
	NO.98	0.000	-20.000	842.950	842.950	842.950
	NO.99	0.000	-20.000	843.950	843.950	843.950
	NO.100	0.000	-20.000	844.950	844.950	844.950



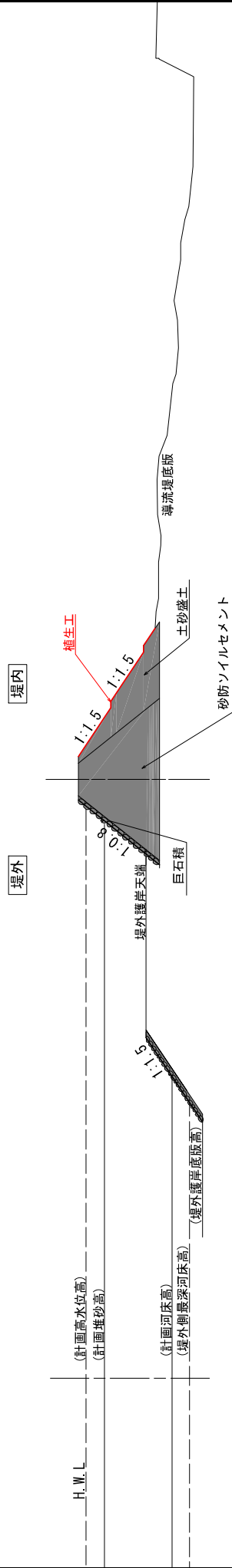
※本図面は概小図の生分
縮尺は表示と異なります。

凡例	
植生工	今植植工箇所



工事名	R8台州出張管内防整備工事		
図面名	植生工（小武川）縦断面		
年月日	令和 8 年 2 月	図面番号	8 の 7
縮尺	V=1:200 H=1:1000	図面番号	8 の 7
製図者	国土交通省 富士山防務事務所		

植生工（小武川）標準横断面図 S=1:300



工事名	R8白川出張所管内砂防整備工事		
図面名	植生工（小武川）標準横断面図		
年月日	令和 8 年 2 月	図面番号	8 の 8
縮尺	1:300	図面番号	8 の 8
設計者	国土交通省 富士川砂防事務所		

※本図は縮小図のため
縮尺は表示と異なり得ます。